

都有地活用による地域の福祉インフラ整備事業 事業者公募要項

東京都東久留米市中央町二丁目1306番1の
都有地貸付による障害福祉サービス事業所整備事業

平成26年2月

東京都福祉保健局

目 次

1	公募の趣旨	2
2	公募施設及び規模等	2
3	応募資格	2
4	貸付予定地	3
5	貸付条件等	3
6	整備費補助（予定）について	5
7	施設整備及び運営に関する基本的事項	5
8	事業者説明会	8
9	応募申込書の提出	8
10	質疑及び回答	8
11	借受申請書類の提出	9
12	事業運営に関する提案内容	10
13	建築についての提案内容	12
14	借受者の決定方法	12
	事業者説明会参加申込書	14
	質問票	15
	様式類（応募申込書類）	16
	東久留米市関係部課一覧	23
	東京都多摩建築指導事務所連絡先一覧	25
	現地案内図・地積測量図	28
	都有地活用による地域の福祉インフラ整備事業実施要綱（障害）	30

【問合せ先】

〒163-8001

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

東京都福祉保健局障害者施策推進部居住支援課生活基盤整備係

TEL 03-5320-4152

FAX 03-5388-1407

1 公募の趣旨

東京都（以下「都」という。）では、現在、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）に基づき、多様な地域生活基盤の場の整備を推進しています。しかし、都市部では地価水準が高く、用地取得が困難であることなどにより、十分な整備が進んでおりません。

このため、都では、区市町村と密接な連携のもと、所有地を社会福祉法人等の民間事業者（以下「事業者」という。）に低廉な価格で貸し付けることにより、地域の福祉インフラ整備を促進することにしました。

今回の公募は、所有地活用による地域の福祉インフラ整備事業実施要綱（障害）（平成19年3月23日付18福保障計第1342号。以下「実施要綱」という。）（P. 29参照）に基づき、障害福祉サービス事業所を整備し、質の高い福祉サービスを継続的に提供する事業者を募集するものです。

2 公募施設及び規模等

本事業は、都が土地を賃貸し、土地を借り受ける事業者が自ら障害福祉サービス事業所を建築し、運営していただくものです。

（1）整備する事業、定員及び施設の規模

障害者総合支援法に基づく共同生活介護 定員6人程度

なお、主たる対象者は知的障害者、施設の規模は2階建までとします。

【注意】

- ・上記事業が盛り込まれていない提案は、選定の対象としません。
- ・上記事業以外を提案した場合は、選定の対象としません。
- ・整備・運営する事業は、法令や条例、要綱等の改正により変更となる場合があります。

（2）開設時期 平成27年10月（予定）

（3）留意事項

障害福祉サービス事業所の整備に関して、事業者はそれぞれ関係する法令の規定に基づく施設基準を満たすとともに、「7 施設整備及び運営に関する基本的事項」による条件を満たすことが必要です。

3 応募資格

（1）事業実績

今回の公募に応募できる事業者は、障害者総合支援法に規定する障害福祉サービス事業所等※を平成25年4月1日現在1年間以上運営している事業者とします。

（2）その他

都が開催する事業者説明会（P. 8参照）に参加していることが必要です。

- ※ 障害者総合支援法第5条に規定する障害福祉サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、共同生活介護、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び共同生活援助）又は児童福祉法第6条に規定する障害児通所支援等（児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス及び保育所等訪問支援）若しくは第42条に規定する障害児入所施設

4 貸付予定地

(1) 所在地

《地番》東京都東久留米市中央町二丁目1306番1

《住居表示》東京都東久留米市中央町二丁目3番

※「現地案内図」(P. 28)を参照。

(2) 敷地面積

都有地約173.94㎡(現況:更地)

※「地積測量図」(P. 29)を参照。

(3) 主な用途地域等

用途地域	第一種中高層住居専用地域
建ぺい率の最高限度	60%
容積率の最高限度	200%
防火指定	準防火地域
日影規制	3時間/2時間(測定面4m)
高度地区	第2種高度地区

(4) その他関連法令

建築基準法(昭和25年法律第201号)その他関連法令、東京都建築安全条例(昭和25年東京都条例第89号)、東久留米市が定める条例・要綱等についても、十分確認をしてください。

(5) 最寄駅

西武池袋線「東久留米駅」下車徒歩約15分

(6) 現地の見学

貸付予定地は現在柵で囲われており、敷地内へ立ち入ることはできませんが、現況を確認することはできます。応募に当たっては、事前に予定地周辺の状況等を確認してください。

その際、近隣の住民に迷惑とならないよう配慮し、車や大人数での見学はご遠慮ください。

5 貸付条件等

当該都有地を賃貸借する事業者(以下「借受者」とします。)は、以下の条件により都と借地借家法(平成3年法律第90号)第22条に規定する定期借地権設定契約を締結するものとします。

(1) 貸付期間

50年

(2) 貸付開始時期

借受者の決定後、契約を締結し、貸付けを開始します。ただし、本事業所の建設に当たって施設整備費の補助を利用する場合には、契約締結の前に補助決定の内示を受けていることが必要です。

(3) 貸付料

都において、土地の評価をした上で、正式な貸付料を決めることとなります。

(4) 保証金

貸付料の30か月分（利息を付さないものとします。）

なお、5（11）の規定により、貸付料が増額改定された場合には、改定後の貸付料を基に新たな保証金を算出し、既納の保証金との差額を追加で納付していただくことがあります。

（5）支払方法

ア 貸付料

都が発行する納入通知書により、四半期ごとに支払うものとします。貸付料の起算日は、契約により定めます。起算日が月の途中になった場合には、その月の貸付料は、1月を30日とする日割り計算によって算出します。

なお、貸付料の支払いが遅れた場合には、東京都公有財産規則（昭和39年東京都規則第93号）第38条の2の規定により計算された額の延滞金を徴収します。

イ 保証金

都が別途指定する日までに支払うこととします。

（6）借地権の登記

借地権の設定登記はできません。

（7）用途の指定

借受者は当該所有地を障害福祉サービス事業所として使用しなければなりません。

なお、都の承諾なく目的外に利用した場合や、第三者に転貸した場合は、借受地を原状回復の上、返還していただきます。

（8）施設整備

当該所有地で事業を行うために必要な施設、設備等は、借受者の負担で設置してください。

なお、施設整備費の補助を利用する場合には、別途補助協議が必要になります（「6 整備費補助（予定）について」参照）。

（9）維持管理

施設、設備等の維持管理に係る費用は、借受者が負担することになります。

（10）土地の返還

貸付期間満了のとき、借受者側の理由により賃貸借契約を解除したとき又は都により賃貸借契約が解除されたときは、当該所有地を直ちに借受者の負担により施設、設備等の撤去等を行い、原状に回復させ、返還することになります。

（11）貸付料の見直し

ア 貸付料は、土地の引渡しの日から、原則として3年ごとに都と借受者の協議の上で、改定できることとします。

なお、改定賃料は、賃料改定年の前年の年平均の総務省統計局発表の消費者物価指数と従前の賃料決定時の前年の年平均の総務省統計局発表の消費者物価指数とにより算出するものとします。

イ アにかかわらず、貸付料が土地価格の変動等により、又は近隣の土地の貸付料と比較して不相当となった場合、あるいは貸付対象施設に関する補助制度の変更等の状況の変化があった場合には、都は貸付料を改定することができることとします。

（12）その他

契約の解除その他の事項については、都が定める契約書によります。

6 整備費補助（予定）について

(1) 障害者通所施設等整備費補助（都補助制度）

この公募事業は、平成26年度障害者通所施設等整備費補助の補助協議対象となります。

ア 補助基準額
共同生活介護

区分		補助基準額	
		3人以下	4人以上
施設整備	延床面積がおおむね 50㎡未満	8,000千円	8,000千円
	延床面積がおおむね 70㎡未満	11,000千円	11,000千円
	延床面積がおおむね 90㎡未満	15,000千円	15,000千円
	延床面積がおおむね 120㎡未満	15,000千円	19,000千円
	延床面積がおおむね 120㎡以上	15,000千円	24,000千円
消防設備		4,500千円	
設備整備（備品）		1,000千円※1件100千円以上	

イ 補助金交付額

対象経費の実支出額から寄付金等の収入額を控除した額と、上記補助基準額とを比較して少ない方の額に次の補助率を乗じて得た額（1,000円未満切捨て）

社会福祉法人等の場合：8分の7

民間企業等の場合：2分の1

ウ 補助金内示・着工までのスケジュール

平成26年10月下旬 補助協議書提出（借受者のみ）

※別途補助協議に関する資料の提出を依頼します

11月中旬 審査・現地調査

12月上旬 補助金内示

12月以降 土地貸付契約締結（着工までに）

施設整備事業に関わる入札

工事請負契約締結・着工

(2) その他

(1)の補助制度（補助基準額を含む。）については、本公募時点では検討中のものであり、確定していません。従って、実際の交付単価を保証するものではありませんが、事業計画作成に当たっては、上記単価等を使用してください。

7 施設整備及び運営に関する基本的事項

施設の建築、運営に際しては、それぞれ該当する以下の法令等及び条件を遵守していただきます。

なお、施設整備に関する補助制度の利用を予定する場合には、それぞれの補助基準に合致した計画であることが必要です（「6 整備費補助（予定）について」参照）。

(1) 遵守すべき法令等

※ここに掲げる法令、条例及び関係規定が全てではないのでご注意ください。

- ・ 障害者総合支援法
- ・ 建築基準法及び関係法令
- ・ 消防法（昭和23年法律第186号）及び関係法令
- ・ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）（平成18年法律第91号）
- ・ 東京都障害者障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準に関する条例（平成24年東京都条例第135号）
- ・ 東京都福祉のまちづくり条例（平成8年東京都条例第33号）
- ・ 東京における自然の保護と回復に関する条例（平成12年東京都条例第216号）
- ・ 東京都景観条例（平成18年東京都条例第136号）
- ・ 東京のしゃれた街並みづくり推進条例（平成15年東京都条例第30号）
- ・ 高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例（建築物バリアフリー条例）（平成15年東京都条例第155号）
- ・ 東久留米市安全・安心まちづくり条例（平成17年東久留米市条例第1号）
- ・ 東久留米市のみどりに関する条例（昭和47年東久留米市条例第34号）
- ・ 東久留米市建築協定条例（昭和48年東久留米市条例第16号）
- ・ 東久留米市下水道条例（昭和43年東久留米市条例第24号）
- ・ その他、建築確認申請に伴い必要な条例等
- ・ 施設整備費補助に係る障害者施設等工事請負契約手続き基準

(2) 施設整備に関する条件

ア 施設建設に当たっては、地域住民に対し十分な説明を行うとともに、誠実に対応してください。ただし、本公募による借受者として選定されるまでは、都又は東久留米市が主催する場以外で、個別に地域住民に対する説明や調整等を行わないでください。

イ 東久留米市及び地域の要望を踏まえて施設の設計等を変更していただく場合があります。

ウ 必要に応じて駐車・駐輪スペースを整備してください。

エ 施工に際しては、各工事の関係者間で必要な調整を十分に行い、的確な施工監理を行ってください。工事車両の通行に際しても十分な安全対策を講じるとともに、砂埃や騒音についても近隣への影響を最小限に抑える対策を講じてください。

(3) 運営に関する条件

ア 基本協定の締結

借受者決定後、提案された事業を確実に実施していただくために、東久留米市と借受者との間で基本協定を締結していただきます。

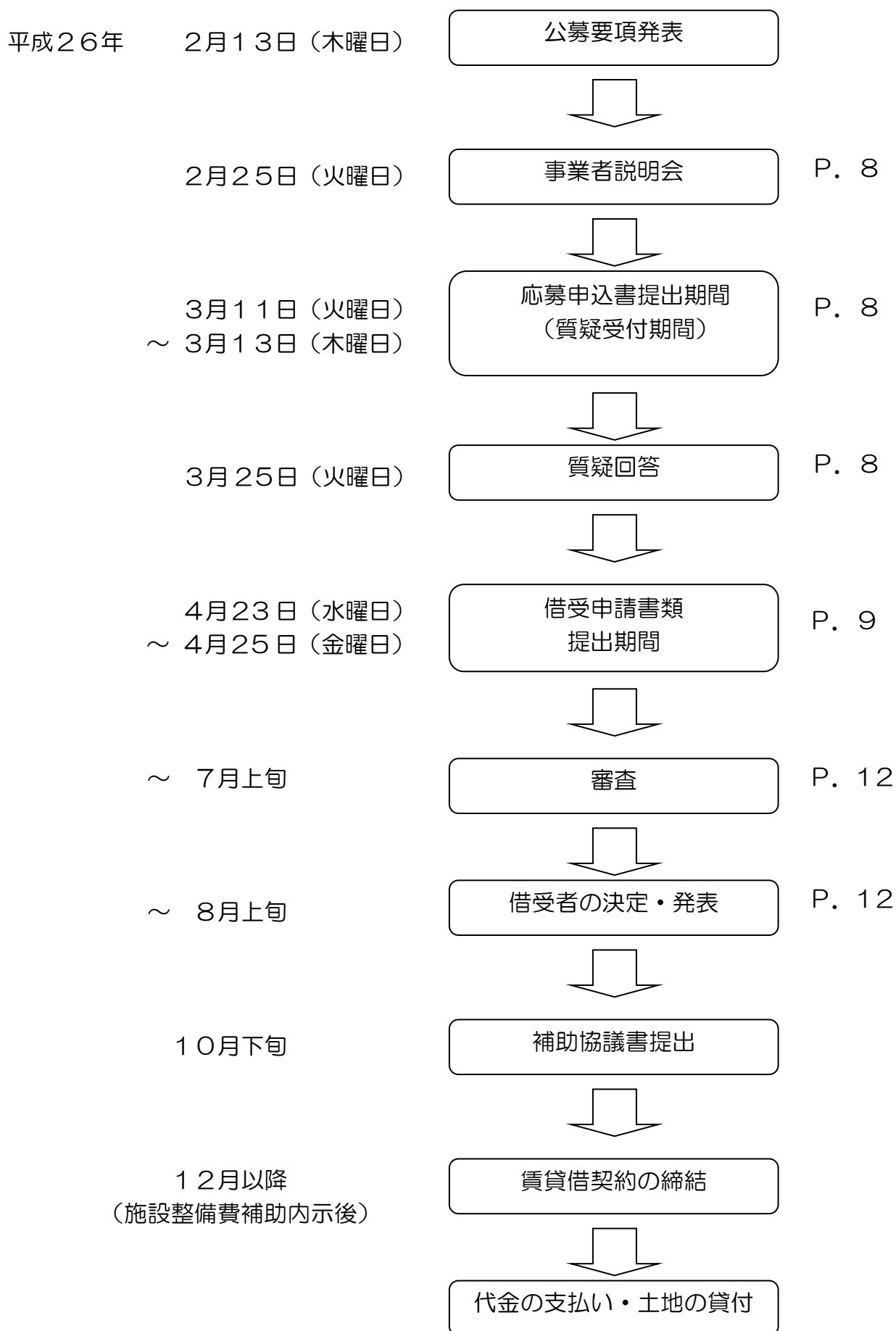
イ 事業実施期間

本公募に基づいて整備する施設は、都及び東久留米市がやむを得ないと認める事情がある場合を除き、貸付期間満了まで継続して事業を実施していただきます。

ウ 事業所の利用者

本事業所は、東久留米市民の利用を原則とします。

【公募・審査の流れ】



8 事業者説明会

本事業についての説明会を開催します。応募を予定（検討を含む。）している事業者は、必ず事業者説明会に参加してください。

(1) 日時

平成26年2月25日（火曜日）午後2時から午後4時まで

(2) 会場

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
東京都庁第一本庁舎25階会議室（予定）

(3) 内容

- ア 公募要項について
- イ その他

(4) 申込方法

平成26年2月24日（月曜日）午後5時までに、別添「参加申込書」（P. 14参照）をファクシミリにより送付してください。

（送信先）東京都福祉保健局障害者施策推進部居住支援課生活基盤整備係
FAX：03（5388）1407

9 応募申込書の提出

本公募への申込を希望する事業者は、次により応募申込書類を提出してください。都にこれらの書類を提出した事業者を応募申込者とします。

(1) 提出書類・日時及び場所

提出書類	提出日時及び場所
(1) 応募申込書 (2) 事業計画者連絡先 (3) 定款 (4) 法人登記簿謄本 (5) 事業者概要 (6) 決算書関係 【詳細は、P. 17参照】	(1) 日時 平成26年3月11日（火曜日）から 13日（木曜日）まで 時間：午前9時30分から午後5時まで ※提出に際しては、電話予約の上、来庁願います。 (2) 場所 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 東京都庁第一庁舎26階中央 東京都福祉保健局障害者施策推進部 居住支援課生活基盤整備係 電話：03（5320）4152

(2) 提出部数・綴り方

正本2部を提出してください。

提出書類は、ファイル（A4・縦型・左綴じ）で綴り、表紙及び背表紙にタイトル・法人名を記入し、書類名にインデックスを付して提出してください。

様式等詳細は、P. 16を参照してください。

10 質疑及び回答

(1) 質疑者の資格

応募申込書類を提出した応募申込者とします。

(2) 質疑の方法

必要事項及び質疑の内容を別添「質問票」(P. 15参照)に記載の上、応募申込書と合わせて提出してください。質問票は、後日ファクシミリにより送付していただいてもかまいません。これ以外の方法(電話、訪問等)による質問はご遠慮ください。

なお、質問票は、質問事項1件ごとに作成してください(1通の質問票に複数の質問事項を記載しないようにしてください)。

(3) 受付期間及び送付先

持参の場合	FAXの場合
<p>(1) 受付期間 平成26年3月11日(火曜日)から 3月13日(木曜日)まで 時間:午前9時30分から午後5時まで ※応募申込書とあわせて提出してください(詳細は9(1)参照)。</p>	<p>(1) 受付期間 平成26年3月11日(火曜日)から 3月13日(木曜日)まで ※3月13日24時までに受信したものを有効とします。 (2) 送信先 東京都福祉保健局障害者施策推進部 居住支援課生活基盤整備係 電話 : 03(5320)4152 FAX : 03(5388)1407</p>

(4) 回答の方法

平成26年3月25日(火曜日)を目途に、全ての質疑回答書を全応募申込者に送付します(質疑を行った方に対する個別回答は行いません)。

質疑回答書は、公募要項と一体のものとして、要項と同等の効力を有するものとします。

1.1 借受申請書類の提出

応募申込者は、次により借受申請書類を提出してください。

都にこれらの書類を提出した事業者を応募者とします。所定の期間内に申請書類が提出されなかった場合には、応募を辞退したものとみなします。

「1.2 事業運営に関する提案内容」、「1.3 建築についての提案内容」に沿って提案してください。

提出締切日以降の計画内容の変更は受け付けません。

(1) 提出書類・日時及び場所

提出書類	提出日時及び場所
<p>(1) 借受申請書 (2) 事業計画 (3) 図面等 (4) 詳細計画 (5) 印鑑証明書</p>	<p>(1) 日時 平成26年4月23日(水曜日)から 4月25日(金曜日)まで 時間:午前9時30分から午後5時まで ※提出に際しては、電話予約の上、来庁願います。</p>

<p>(6) 預金残高証明書 (7) 理事会議事録 等</p> <p>【詳細は、応募申込者に別途配付】</p>	<p>(2) 場所 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 東京都庁第一庁舎26階中央 東京都福祉保健局障害者施策推進部 居住支援課生活基盤整備係 電話：03（5320）4152</p>
---	--

(2) 書類作成上の留意点

ア 提出部数・綴り方

(ア) 正本2部

ファイル（A4・縦型・左綴じ）で綴り、表紙及び背表紙にタイトル・法人名を記入し、書類名にインデックスを付して提出してください。

(イ) 副本8部

ファイルの表紙を含めて全ての書類に法人が特定できる名称、ロゴマーク等は一切使用しないでください。

また、副本は、上記（1）の提出書類欄の（2）から（4）までについてのみ作成してください（詳細は、別途配布する記載要領等を参照）。

ファイル（A4・縦型・左綴じ）で綴り、書類名にインデックスを付して提出してください。

イ 追加書類の提出・ヒアリングの実施

都及び東久留米市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求め、又はヒアリングを実施することがあります。

ウ 著作権の帰属等

応募申込書類及び借受申請書類等の著作権は、応募申込者及び応募者に帰属します。ただし、都及び東久留米市は、借受者の公表等必要な場合には、応募申込書類及び借受申請書類等の内容を無償で使用できるものとします。

なお、提出書類は、理由の如何を問わず返却しません。

エ 費用の負担

本公募に関し必要な費用は、応募申込者及び応募者の負担とします。

オ 使用言語及び単位

提出書類における言語は日本語、単位はメートル法を使用することとします。

カ 資料の取扱い

都及び東久留米市が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的での使用を禁じます。また、この検討の目的の範囲内であっても、都及び東久留米市の下承を得ることなく、第三者に対して、これを使用させ、又は内容を提示することを禁じます。

1 2 事業運営に関する提案内容

応募を希望する事業者は、「7 施設整備及び運営に関する基本的事項」を参照の上、以下の項目に従って提案してください。

(1) 運営方針・理念

本事業所の運営方針・理念を提案してください。

(2) サービス内容

(1) で記述した運営理念を踏まえ、利用者本位の視点に立った具体的なサービス内容（食事・排せつ等の介護内容、個別支援計画など）について、その考え方及び具体的なサービス内容とともに、設備なども提案してください。

(3) 利用者

契約による利用制度の下で、ア 権利擁護、イ 苦情解決、ウ 事業の透明性の確保の仕組み等を構築する必要があります。

そこで、利用者支援の基本的な考え方、及び次の3点を中心とする具体的な方策を提案してください。

ア 選択の支援、権利擁護・・・契約の適正化の確保、日常生活上の自己決定の支援、プライバシーの配慮等

イ 苦情解決の仕組み・・・・・・・・事業所内での苦情処理等

ウ 事業の透明性の確保・・・・・・・・情報公開等

(4) 衛生管理

既存事業所及び本事業所における、食中毒や感染症対策等の衛生管理に関する考え方及び具体的な対応策を提案してください。

(5) 事故防止

既存事業所及び本事業所における、事故防止に関する考え方及び具体的な対応策を提案してください。

(6) 家族との連携

利用者の家族と連携を図る手段について、具体的に提案してください。

(7) 職員

ア 職員配置

本事業所を運営する上での職員体制の考え方や工夫を提案してください。

イ 管理者

本事業所の管理者とサービス管理責任者とする人材について、その資質や経験及び給与等を提示してください。

ウ 職員

職員に求める資質・経験・保有資格、経験者と未経験者の比率、常勤・非常勤の割合、本事業所における職員給与及び職員採用方法等について、現在の東京都の状況を踏まえた上で、具体的に提案してください。

エ 職員のスキルアップ

職員のスキルアップのために現在行っていること、及び本事業所において行う具体的な方策を提案してください。

オ 職場環境

職員がやる気を持って働くことができる環境作りについて、既設事業所での考え方及び実際に行っていることを記述するとともに、本事業所における考え方及び具体的な方策を提案してください。

(8) 協力機関等

バックアップ施設との連携体制及び協力医療機関等との連携体制等を具体的に提案してください。

(9) 地域住民との連携

利用者と地域住民との交流を図る方策、地域社会への貢献及び協力体制を構築する方策について具体的に提案してください。

(10) 地域自治体・団体等との連携

当該地域の福祉事業の実状を十分踏まえた上で、地元自治体、同種事業所・団体との連携及び協力体制を構築する方策について、具体的に提案してください。

(11) 利用者の費用負担等

共同生活介護について、家賃、食費、光熱水費等の利用者1人当たりの実質負担額を提案してください。

(12) その他

都が指定した様式に従い、収支シミュレーションを作成してください。

1 3 建築についての提案内容

(1) 建築に関する提案

ア 設計に関する提案

(ア) 設計に関する提案は、配置図、平面図、立面図等を用いて行ってください。

(イ) 障害福祉サービス事業所の設計に関する基本的な考え方を述べた上で、図面上に意図や趣旨等を記載してください。

(ウ) 1 2 で記述した提案内容と設計上の対応関係を、図面に記載してください。

イ 設計に当たっての留意事項

(ア) 近隣に与える影響を十分配慮してください。

(イ) 緑化について、十分に配慮してください。

(2) 注意事項

ア 設計に当たっては、法令・条例等に留意し、その定めに従ってください。特に各種斜線制限には十分注意してください。また、国、都及び東久留米市等から指導があった場合も同様とします。「建築に関する相談事項と問い合わせ先」(P. 2 4 参照)を十分に確認してください。

イ 防火設備の設置に関する消防署の指導を遵守してください。

1 4 借受者の決定方法

(1) 借受者の決定方法

土地の借受者は、東久留米市長からの意見に基づき、都有地等利用事業者選定審査会の審査により東京都福祉保健局長が決定します。

なお、審査の結果、借受者なしとする場合があります。

また、借受者が事業の実施が困難となった場合は、再度審査会を開き、改めて借受者の選定を行う場合があります。

(2) 審査基準

都有地活用による地域の福祉インフラ整備事業に関する利用事業者審査基準(P. 3 7)のとおりです。

(3) 審査結果の通知

審査の結果は平成26年8月上旬、文書で通知します。

(4) 借受予定者の公表

応募の状況、借受者として決定した事業者名及びその提案内容の概要については、

東京都公式ホームページで公表します。

原則として、借受者以外の応募申込者名、応募内容等は公表いたしません。

送付先 東京都福祉保健局障害者施策推進部居住支援課生活基盤整備係

FAX 03-5388-1407

※送信票は必要ありません。このまま送付してください。

都有地活用による地域の福祉インフラ整備事業事業者説明会・参加申込書

東久留米市中央町二丁目（障害）

法人名	カガナ
参加者氏名	カガナ
会場の都合により、3名までとしますのでご協力お願いします。 なお、設計、建築、コンサル会社関係者のみの出席は不可です。	
連絡先住所	
連絡先電話	
担当者 職名・氏名	

東京都福祉保健局障害者施策推進部居住支援課生活基盤整備係 行き

FAX : 03 (5388) 1407

電 話 : 03 (5320) 4152

<質問票>

東久留米市中央町二丁目所有地活用による地域の福祉インフラ整備事業 公募要項

法人名	
電話番号	
担当者	

※ 質問事項 1 件ごとに記入してください。

質問事項	(公募要項 ページ 行目)
内容	

様式類（応募申込書類）

提出書類	記入上の注意
（１）応募申込書	所定の様式・・・別紙【様式１】
（２）事業計画者連絡先	所定の様式・・・別紙【様式２】
（３）定款	最新のもの
（４）法人登記簿謄本	全部事項証明。応募申込前３か月以内に発行されたもの
（５）事業者概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 法人の事業経歴・・・別紙【様式３】 ○ 役員名簿・・・・・・・・別紙【様式４】 ○ 法人の基本的な事項に関する資料 <ul style="list-style-type: none"> ・ 法人の概要・沿革（パンフレット可） ・・・・・・・・様式自由 ・ 法人運営に関する基本的な考え方・理念 ・・・・・・・・別紙【様式５】 ・ 現在、実施している全ての施設に関する資料（特色及び事業概要等、パンフレット可） ・・・・・・・・様式自由 ○ 所轄庁の指導検査における直近の指摘文書及び改善報告書一式
（６）決算書関係	<p>平成２２～２４年度の決算書類 財産目録、貸借対照表及び収支計算書 ※目次に見出しを付けてください。</p>

【様式1】

平成 年 月 日

東京都福祉保健局長 殿

(事務所の所在地)

(法人名)

(理事長名)

印

都有地活用による地域の福祉インフラ整備事業（東久留米市中央町二丁目）に係る応募申し込み書類の提出について

このことについて、都有地活用による地域の福祉インフラ整備事業事業者公募要項の趣旨を踏まえ、下記のとおり応募します。

記

1 法人名

2 提出書類

- (1) 事業計画者連絡先
- (2) 定款
- (3) 法人登記簿謄本
- (4) 事業者概要
- (5) 決算書関係

【様式2】

事業計画者連絡先

フリガナ		
法人名		
連絡先	フリガナ	
	担当者	
	住所	〒
	電話	
	F A X	

※ 担当者名は、事務的な連絡に対応できる方を複数名記入してください。

【様式3】

法人の事業経歴

年月	経歴

【記入方法】

- ・法人設立から現在に至るまでの沿革について、時系列で記入してください。
- ・事業内容についても、具体的に記入してください。
- ・整備予定の施設についても記入してください。特に、今回の公募に係る計画以外に今後整備を予定している場合には必ず記入してください。

法人の事業経歴

年月	経歴
平成〇〇年〇〇月	社会福祉法人□□□□会設立
平成〇〇年〇〇月	知的障害者通所授産施設〇〇苑開設（××県××市） ・定員〇〇人 （平成〇年〇月、障害福祉サービス事業所（就労継続支援B型）へ移行済）
平成〇〇年〇〇月	障害福祉サービス事業所△△園開設（東京都××区） ・定員：自立訓練〇〇人、就労移行支援〇〇人
平成〇〇年〇〇月予定 （〇〇年～〇〇年整備）	障害福祉サービス事業所◇◇園開設（東京都××区） ・定員：生活介護〇〇人

【記入方法】

- ・法人設立から現在に至るまでの沿革について、時系列で記入してください。
- ・事業内容についても、具体的に記入してください。
- ・整備予定の施設についても記入してください。特に、今回の公募に係る計画以外に今後整備を予定している場合には必ず記入してください。

【様式4】

役員名簿

氏名（役職名）	他法人役員等兼務	備考
代表者	無 有	
		【代表者略歴】
理事・役員	無 有	
理事・役員	無 有	
理事・役員	無 有	
理事・役員	無 有	
理事・役員	無 有	
理事・役員	無 有	
理事・施設長	無 有	
		施設長資格 有 無【取得計画（ ）】
評議員	無 有	
評議員	無 有	
監事	無 有	
監事	無 有	

すべての役員・評議員の氏名・役職名を記入してください。法人の状況により加除・修正してください。

他の法人の役員を兼任している場合は、「他法人役員等兼務」欄の有に○を付し、備考欄に法人名・役職名を記入してください(計画中のものを含め、複数の場合はすべて記入)。

職歴等に、建設会社等との関連がある場合は、その状況を備考欄に記入してください。

【様式5】

法人運営に関する基本的な考え方・理念

項 目	内 容
1 設立の目的・趣旨	
2 法人の経営・運営に関する理念	
3 理念を具体化するための方策（実施していること）	
4 その他	

建築に関する相談事項と問い合わせ先（東久留米市役所）

課・局	係	電話番号 庁舎	主な担当業務	関係委員会・団体・施設
都市計画課	計画調整担当	470-7762 本庁舎5階	都市計画（基本計画）の企画及び調整、計画決定等（縦覧）、都市計画審議会、都市計画マスタープラン、都営住宅等の募集	
	土地利用計画担当	470-7782 本庁舎5階	市街地開発事業、土地区画整理事業、建築協定及び地区計画、生産緑地、住居表示（街区符号）の変更、公的住宅（高齢者福祉住宅を除く）、都営住宅・公社住宅の建替え	
	街路交通計画係	470-7768 本庁舎5階	都市計画道路の計画・総合調整、都施行の道路整備にかかわる調整、交通災害共済（ちよこつと共済）の事務、交通安全教育・交通安全運動の推進、地域公共交通（コミュニティバスなど）の調査・検討、自転車等駐車場の付置義務の指導	交通安全協会
	住宅開発指導係	470-7782 本庁舎5階	宅地開発、宅地分割、中高層建築物、位置指定道路、電波障害、宅地造成等規制法の指定地域調査、マンション管理適正化法	
	用地係	470-7768 本庁舎5階	用地の取得及び登記、地価公示図書の閲覧、東久留米市土地開発公社との連絡調整、都市計画事業及び法定外公共物に係る普通財産の処分、国土利用計画法及び公有地の拡大の推進に関する法律	
施設管理課	管財担当	470-7766 本庁舎5階	道路の認定・廃止・変更、道路・水路等の境界確定・国有財産事務（法定外・法定公共物）、道路台帳・橋りょう台帳の管理、私道の寄付受領	
	管理調整担当	470-7764 本庁舎5階	道路占用許可・道路占用料、公共物（水路等）の占用許可・占用料、屋外広告物、河川総合治水、放置自転車・自動車対策、自転車等駐車場運営	都北多摩北部建設事務所、都多摩建築指導事務所
	道路・河川施設担当	470-7767 本庁舎5階	道路・橋りょう・道路付属物の維持管理、道路・橋りょう・河川の維持補修計画、駅周辺管理、交通安全施設管理、防犯灯管理、防犯灯維持管理費補助	

	土木工事係	470-7755 本庁舎5階	道路事業の計画立案・調査、交通安全施設、道路・橋りょう・河川・下水道・公園・道路附属物の設計・監督、私道の整備に関する事業の審査・決定	
	建築営繕係	470-7756 本庁舎5階	市の建築物の建築及び設備に関する設計・監督、東京都福祉のまちづくり条例に関する審査	被災建築物応急危険度判定連絡会
	下水道計画係	470-7758 本庁舎5階	下水道事業の計画・経営、下水道使用料、下水道事業の許可・変更、起債、国・都補助金、流域下水道・関係団体との協議・連絡・調整	
	下水道施設係	470-7759 本庁舎5階	下水道工事、開発行為・道路位置指定の公共下水道に関する調整指導、公共下水道の供用開始、公共下水道本管接続許可、水洗化の普及促進、公共ます・取出管設置工事、管路施設の維持管理、公共下水道台帳	下水道指定工事店

電話番号の市外局番は042です。